

特別徴収への切替依頼書

提出先 〒231-8314
横浜市特別徴収センター
横浜市中区山下町2番地 5階

提出日 年 月 日 (依頼先) 横浜市長	給(特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 既存	※ハイフン不要 7桁										連絡先	係	
		住所(居所)又は 所在地											フリガナ			
		フリガナ											氏名			
		氏名又は 名称											電話		()	
		個人番号又は 法人番号														
		代表者名														

特別徴収開始月(6月を除く)は受領月の翌々月より特別徴収開始となります。
それ以前の月からの開始はできません。

◎切替後の税額については、税額決定(変更)通知書にてご確認ください。
◎横浜市特別徴収センターからの事前の月割額の電

納税者	現住所											普通徴収	年税額		円						
	フリガナ												納付済額		円						
	氏名												納付済期		期分まで						
	1月1日 現在の 住所	横浜市		区								通知書番号									
	生年月日		年		月		日	受給者番号 (※1)				異動 年月日	令和	年		月		日	口座振替の有無	有	・

(※1)受給者番号は任意の番号です。受給者番号の指定がない場合、空欄でご提出ください。
受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜で付番します。

横浜市使用欄(横浜市で使用しますので記入しないでください) 口座: (各・全・無)

添付: 無・有 (全部・納通・1・2・3・4・全・(随)) 確:(全特・一特) 住:(全特・一特)

<注意事項>

- 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。納付した期分がある場合、領収書のコピーを同封してください。同封できない場合は二重で納付されることの無いようご本人に連絡ください。
- 原則、切替依頼書受領後、翌々月上旬に通知します。
- 前職で退職の手続きが完了されていない等、切替依頼書の処理が保留となる場合がございます。
- 3月から4月10日に収受した届は新年度分として扱い、6月以降の特別徴収開始となります。現年度分は切替いたしませんので普通徴収として納税者様でのお支払いをお願いいたします。
- 給与支払報告書と同時に提出された場合、納税者様の課税の状況によっては、開始月が翌々月以降になる場合がございます。
- 給与所得以外の所得のある方については、未納付額の全額を特別徴収に切替できない場合があります。
- 郵送による提出の場合で、控えが必要な方は、①提出用 ②返送用(「控」と明記)③ 切手を貼った返信用封筒を同封し、ご送付ください。控えは受領印を押したもののみの送付となります。

特別徴収切替スケジュール※納期限が祝日の場合は翌営業日が納期限日となります。

収受日	開始月(納期限日)※	収受日	開始月(納期限日)※
4月11日から5月中	7月(8月10日)以降	11月中	1月(2月10日)以降
6月中	8月(9月10日)以降	12月中	2月(3月10日)以降
7月中	9月(10月10日)以降	1月中	3月(4月10日)以降
8月中	10月(11月10日)以降	2月中	4月(5月10日)以降
9月中	11月(12月10日)以降		
10月中	12月(1月10日)以降	3月~4月10日	新年度分のみ切替 6月(7月10日)以降